

判決年月日	平成１７年１２月２７日	担当 部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成１７年(行ケ) 第１０４１０号		
○ 特許を受けようとする発明が明確であることに適合しないとの判断に誤りがあるとして特許取消決定を取り消した事例			

(関連条文) 特許法36条6項, 旧特許法113条

本件は, 原告の有する発明の名称を「伸縮回復性に優れた混繊維及びその織編物」とする特許(以下「本件特許」という。)につき, 特許異議の申立てに基づき特許庁が特許取消決定をしたことから, 原告がその取消しを求めた事案である。

決定の理由の要旨は, 原告が異議手続係属中にした訂正請求を認めた上, 本件特許に係る請求項1の記載は, 「△SHDにつき, ポリエステル繊維とポリエステル系弾性繊維との乾熱160℃での収縮率差であると記載される一方, 芯糸と鞘糸との乾熱160℃収縮率差であるとも記載されて」いるから, △SHDが2つの異なった技術的意味のものとして記載されており, 特許を受けようとする発明が明確であることに適合しないから, 請求項1, 2に係る特許は, 特許法36条6項の規定に違反するとしたものである。

本判決は, 「前記(2)の技術常識によれば, 請求項1の「混繊維」自体は, 熱処理を伴う染色加工等が施される前のものであるため, 芯鞘構造は形成されていないものの, この混繊維を織編物とした後に行われる染色加工時等の熱処理により, 当該混繊維を構成するポリエステル繊維とポリエステル系弾性繊維のうちの, 相対的に高収縮率である方が大きく収縮して芯糸となり, 相対的に低収縮率である方が鞘糸となって芯鞘構造を形成するものと認められる。」「そうすると, 当業者(その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者)であれば, 請求項1の「(ここで△SHDは芯糸と鞘糸の両者の乾熱160℃収縮率差(%))を示すものである。)」(構成要件e)における「芯糸」及び「鞘糸」が, それぞれ, 「熱処理後に芯糸となる繊維」及び「熱処理後に鞘糸となる繊維」を意味することを容易に理解することができたものと認められる。」「したがって, 請求項1における「ポリエステル繊維とポリエステル系弾性繊維の160℃での収縮率差(△SHD)」(構成要件c)という定義は, 収縮率差(△SHD)を生じる対象物を材料の観点から表現したものであり, 「△SHDは芯糸と鞘糸の両者の乾熱160℃収縮率差(%))を示す」(構成要件e)という定義は, 収縮率差(△SHD)を生じる対象物を熱処理後に生じる構造の観点から表現したものであって, 請求項1における△SHDの二通りの定義のいずれにおいても, 収縮率差(△SHD)を生じる対象物は, 混繊維を構成する2種類の繊維を意味することが明らかであるから, △SHDの二通りの定義(構成要件c, e)が異なった技術的意味のものであると認めることはできない。」と判示し, 本件特許

について特許を受けようとする発明が明確であることに適合しないとした決定の判断に誤りがあるとして、原告の請求を認容した。